

第82回 杜の都の環境をつくる審議会 議事録

日 時：平成31年3月14日（木）16時00分～18時15分

会 場：市役所本庁舎2階 第一委員会室

出席委員：中静会長，舟引副会長，板橋委員，内海委員，小貫委員，小畷委員，近藤委員，
米倉委員，渡邊委員，清和委員，佐藤委員（計11名）

欠席委員：池邊委員，遠藤委員（計2名）

事務局：建設局長，建設局次長，百年の杜推進部長，百年の杜推進課長，公園課長，河川課長，
百年の杜推進課主幹兼企画調整係長，同緑化推進係長，同緑地保全係長，公園課主幹
兼青葉山公園整備室長，同施設管理係長，同公園マネジメント推進係長，同建設係長
（計13名）

司 会：百年の杜推進課長

1. 開会

○事務局（高橋課長）

—開会—

○事務局（小高局長：建設局）

—挨拶—

○事務局（高橋課長）

—配布資料の確認—

○中静会長

—議事録署名人の指名，傍聴ルールの説明—

- ・議事録署名人：中静会長，近藤委員
（了承）

2. 議事

(1) 審議事項

- ・保存樹木の指定解除（2件）について

○事務局（熊谷係長：百年の杜推進課緑地保全係）

—資料説明（資料1）

- ・保存樹木の指定解除①「薬師堂のひいらぎ」について

○米倉委員

- ・本樹木が枯死した原因は寿命なのか，あるいは積雪の重みによる損傷等が理由なのか。

○小畷委員

- ・寿命による枯死は考えにくい。樹木には寿命という概念がなく，健全であれば成長し続けると考えられているためである。
- ・今回の枯死は，菌が樹木内に入り込み，腐朽が広がったことが直接の原因と考えられる。
- ・腐朽が広がった一因として，本樹木は根元が保護されていなかったため，踏圧による踏み固めで，地下部が酸欠状態になり，弱ってしまったのではないかと考えられる。

○中静会長

- ・他にご意見はいかがか。

（委員一同了承）

・保存樹木の指定解除②「福岡の赤松」について

○佐藤委員

- ・平成 29 年 2 月に松枯れ*1防止薬剤の樹幹注入を行ったにもかかわらず、枯死を防ぐことができなかった原因は何が考えられるのか。

*1 松枯れとは、マツノザイセンチュウによって、マツが急激に衰弱し枯死すること。マツノザイセンチュウはマツノマダラカミキリを媒介して広がる。

○事務局（熊谷係長）

- ・樹幹注入により、松枯れが完全に防止できるものではないと聞いている。
- ・平成 29 年度実施の樹幹注入では、適切な量の薬剤が注入されたことを確認しており、松枯れが起きてしまった原因は正直、分かりかねている。

○小嶋委員

- ・松枯れ対策として、薬剤の樹幹注入は、最も簡易で効果的な方法であり、薬効は 5～7 年間とされ、90%以上の確率で松枯れを防ぐことができるとされている。
- ・同方法では、対象樹木の幹に 5～6 mm の小さな穴を開け、深さ 7～8 cm 程の所で薬剤を注入する。対象樹木の根が地中で水を吸い上げ、水が樹木全体に行き渡る際に、水と一緒に薬剤も樹木全体に行き渡ることによって薬効が発揮される。
- ・薬効が発揮されている樹木では、仮にマツノザイセンチュウが侵入しても、薬効によりマツノザイセンチュウがすぐに死んでしまうため、松枯れが防止できている。
- ・薬剤の樹幹注入を実施しても、松枯れが生じてしまった理由としては、樹幹注入では、開けた穴の周辺の細胞が死んでしまうことから、何度も穴を開けていると、樹木が薬剤を吸い上げず、薬剤が樹木全体に上手く行き渡らなかったことが考えられる。
- ・他には、夏場の高温や乾燥で、樹木が水分を上手く吸い上げられずに、薬剤が樹木全体に行き渡らなかったことにより、マツノザイセンチュウの侵入を防ぎきれずに松枯れが起きたとも考えられる。

○小貫委員

- ・最近保存樹木の指定解除の報告が多い。仙台市は保存樹木にふさわしい樹木をリストアップし、所有者に働きかける等、保存樹木を増やす努力をしてほしい。
- ・東北大学でも保存樹木の指定にふさわしい樹木があるので、仙台市から働きかけてもらえると良いかもしれない。

○事務局（熊谷係長）

- ・指定できる可能性のある樹木のリストアップや住民の方との交渉を行っており、仙台市としても保存樹木を増やしていきたいと考えている。

○板橋委員

- ・気候変動と松枯れの増加は関係があるのか。

○中静会長

- ・関係があると考えられている。地球温暖化が進み、松枯れの原因となるマツノザイセンチュウを媒介するマツノマダラカミキリの生息域が広がっているためである。
- ・他にご意見はいかがか。

(委員一同了承)

(所用により小高局長退席)

(2) 報告事項

- ・「(仮称) 街路樹マネジメント方針」について

○事務局（菅原技師：百年の杜推進課企画調整係）

－資料説明（資料2）

○清和委員

・地域特性に応じた街路樹育成というのはどういう意味なのか。

○事務局（菅原技師）

・土壌や沿道の土地利用，交通量等を考慮して街路樹を育成していくという意味である。

○清和委員

・仙台は樹高が高くなりやすく，剪定が頻繁に必要なスズカケノキやメタセコイア等の外来種の樹木を多く街路樹として利用している。

・樹高が高くなると非常に危険であり，また，管理費が多くかかることになる。

・外来種の樹木を植えるのではなく，樹高が高くなりにくい仙台在来の樹種を植えれば，倒木等の危険性の軽減や管理費の低減が見込まれ，更には，花や実，紅葉が綺麗で見ても楽しめるようになる効果も期待できるのではないかと。

○事務局（菅原技師）

・樹種は「仙台市街路樹マニュアル」に基づき，その地域に合うものを選定するようにしている。

・近年は成長が遅く，管理が容易なことからハナミズキが増加しており，地域特性に応じた樹木の選定は必要な観点であると感じている。

○板橋委員

・基本施策の取組み事例として，他都市の事例が紹介されているが，今後，仙台市の基本施策やそれに係る取組みについて，どのように設定していくのか。

○事務局（菅原技師）

・仙台市における基本施策（案）は，今回の報告で示したものである。それに係る具体的な取組みは，今後検討することになる。他都市事例は，具体的な取組みの参考事例として取り上げたものである。

○中静会長

・事務局からは街路樹の管理や利活用に係る基本的な方向性について，先進事例を交えながら説明がなされており，それに対する意見が求められている。

○内海委員

・街路樹に関する方針が打ち出されるのは大変良いことであり，期待している。

・仙台駅周辺では，西口側に比べて東口側（元寺小路福室線）の街路樹のボリュームが少ないように感じる。そのような差の解消を含めて，計画的な街路樹整備という内容も盛り込んだ方が良い。

○事務局（福與主幹：百年の杜推進課企画調整係）

・市街地のみどりの回廊づくり*2の対象範囲に含まれる仙台駅東口側の街路樹の量が少なくなってしまったことは課題と認識している。

*2市街地のみどりの回廊づくりとは，仙台駅を中心とした都心部（西公園や錦町公園等の都市公園，定禅寺通や青葉通，東二番丁通等の街路樹を含むエリア）において，都市公園の整備・再整備や街路樹による緑陰空間の充実や建築物の緑化により，「杜の都・仙台」にふさわしいみどりあふれる都市空間づくりを意味する。

・街路樹管理に関する記載には育成や更新という整備の観点を含めており，具体的には路線ごとにその路線に応じた街路樹管理の目標を立てていきたいと考えている。

○渡邊委員

・地域特性について，街路樹が道路空間を構成する大事な要素の1つであるという視点から都心部や住宅地等に分けて，丁寧に見た方が良い。

・「基本方針2：街路樹の質の向上」とあるが，同方針に係る基本施策を見ると，管理技術に重

点が置かれていることに違和感がある。

○事務局（福興主幹）

- ・地域特性については考慮していきたい。
- ・同方針の街路樹の質の向上とは、確かに管理技術に特化した内容としており、表現を工夫する必要があると考えている。

○小貫委員

- ・前回の審議会における「夢のある方針にしてほしい」という意見に対して、内容が応えられていない部分があるように思う。
- ・仙台ならではの気候風土に合った、街路樹の利活用に係る施策を打ち出した方が良い。
- ・樹木更新について、大木からあまり大きくならない樹木に更新する場合は、植栽間隔を密にする等、単純に緑量を減らすことにならないようにした方が良い。

○事務局（福興主幹）

- ・本市の都心部における街路樹は、良好な状態で大きく育てられているという特徴があるが、これは広幅員かつ無電柱化された道路が整備されていることや高い技術力を持つ造園業者が自然樹形を意識した剪定を実践していることが主な要因と考えている。
- ・今後は、良好な状態で保たれている街路樹をどのように利活用していくかという視点も大事であると考えている。
- ・樹木更新時等の緑量確保については、仙台市みどりの基本計画の理念に基づき、沿道部の民有地緑化を含める等、様々な方法を取り入れて緑量の確保に努めたいと考えている。

○小貫委員

- ・基本方針の前段として、「こういう街路樹空間にしたい」という理念等を明示した方が良い。

○近藤委員

- ・道路空間において、横断面や目線レベルで街路樹が5年後、10年後はこうなるというイメージを示すと、市民も理解しやすいのではないかと。

○舟引副会長

- ・「街路樹をどのようにしたいか」という目的（理念）を示してから、それを実現するための手段として、基本方針及び基本施策を示した方が良い。今の記載では、手段と目的が逆転している。
- ・前回の審議会における指摘から良くなったが、もう少しという感じする。
- ・「重視する視点」と「基本方針」に重複する内容・表現が多いため、整理した方が良い。
- ・他の審議会でも「都市ブランド強化」の必要性が言及されているが、それは来訪者に対する視点であるため、市民に対して、誇りやプライドを醸成するという視点も含める方が良い。

○事務局（福興主幹）

- ・重視する視点と基本方針については、表現が重複する箇所を整理したい。
- ・手段と目的が逆転しているということについては、基本方針の記載順を変更することで分かりやすくなると考えている。
- ・市民の視点についても表現の修正を検討する。

○事務局（佐野次長）

- ・副会長等の指摘のとおり、まず、理念を掲げ、それを実現するための手段として基本方針を設定したい。
- ・重視する視点と基本方針は整理して、再度示したい。

○中静会長

- ・街路樹や公園・緑地等、それぞれのみどりで役割が違うことを意識し、その中で街路樹が何を担わなければならないのか、どのようにあるべきであるかということ整理してほしい。

- ・街路樹は安全性を考慮しなければならないが、今回作成する方針に街路樹のあるべき姿への言及があると、市民も理解しやすいのではないか。
- ・他にご意見はいかがか。

(委員一同了承)

・米国リバサイド市日本庭園（結心庭）修復事業

○事務局（福與主幹：百年の杜推進課企画調整係）

－資料説明（資料3）

○小貫委員

- ・今後の結心庭の維持管理体制はどのように構築されるのか。

○事務局（福與主幹）

- ・簡単な作業マニュアルを宮城県造園建設業協会で作成しており、その英訳版をリバサイド市に送付し、それに基づいて現地の人に作業をしていただく予定である。

○内海委員

- ・今回の修復作業は、短期間にも関わらず作業量が多いため、派遣された技術者は大変だったと思うが、その中に15年ほど米国の造園業界で働いていた者がおり、通訳も担ってくれたことが大変助かったと聞いている。

○舟引副会長

- ・海外協力等で日本庭園整備の実績は数多くあっても、予算がつかずに維持管理されてこなかったため、国土交通省では、海外の日本庭園修復は大きな課題とされていた。
- ・今回のモデル事業のように実績をどんどん積み重ねていくと、国の予算が維持管理にも回るようになる。

○中静会長

- ・他にご意見はいかがか。

(委員一同了承)

(3)その他

- ・その他

○中静会長

- ・本日予定している議事は終了したが、何かあるか。

○近藤委員

- ・仙台市が検討を進めている音楽ホールについて、建設候補地に関する動向が知りたい。9箇所の候補地のうち、7箇所が公園であり、公園が建設用地のように扱われているのが気になった。

○事務局（岡本部長）

- ・音楽ホールは、「仙台市音楽ホール検討懇話会」が平成29年11月に設置され、音楽ホールに求められる機能や立地等について検討された結果、おおよその施設規模が決定され、立地についても市内中心部とするべきという結論が出された。
- ・検討懇話会からは、更に「立地検討専門部会」が設置され、専門部会で候補地が選定された。
- ・建設局は、都市整備局とともに専門部会にはオブザーバーとして関わった。
- ・公園が候補地とされることについて、公園が単なる空き地ではないということを主張したが、施設規模から必要な敷地面積を市内中心部で確保できる場所ということで、9箇所のうち7箇所が公園となった。

○近藤委員

- ・9箇所のうち7箇所が公園なのでは、公園が選定される可能性が非常に高いのではないかと。

○事務局（岡本部長）

- ・今後、報告書が提出されることから、建設地を決定するにあたり、なるべく中心部のみどりがなくならないように市内でも検討したいと考えている。

○小貫委員

- ・以前の審議会において、公園内に保育所を建設するという話があったが、その時も公園は空き地ではないという議論があった。
- ・公園を都市の資源として、適切に評価した上で検討を進めてほしい。

○清和委員

- ・現在進行中の泉区紫山における宅地開発について、山を全て切り崩してから個人宅における緑化や公園・街路樹の整備が行われるだろうが、既存の森林等、在来の自然環境を生かした開発があっても良いのではないかと。
- ・この宅地開発に対して、杜の都の環境をつくる審議会として提言する必要はないのか。あるいは、仙台市において開発等のコントロールはどの部局が行うのか。

○事務局（岡本部長）

- ・宅地開発について、本市では「杜の都の風土を守る土地利用調整条例」があり、都市整備局が所掌しているが、事業者が開発を行おうとする場合、市に対して、構想段階から説明し、その構想について公表して、市民から意見を募ることとしている。また、同条例では、「土地利用の考え方」を設定しており、事業者に対して順守するように指導している。
- ・環境評価については、「仙台市環境影響評価条例」があり、環境局が所掌している。

○清和委員

- ・仙台市みどりの基本計画は、「みどり豊かでゆとりと潤いのあるまちづくり」がテーマになっていると思うが、今後の仙台市のまちづくり及び、既存のみどり資源の活用について、包括的に考える部門が必要ではないかと。

○事務局（佐野次長）

- ・本市では、総合的なまちづくりの調整を担う部局として、まちづくり政策局が設置されており、今の指摘について、共有したいと考えている。

○中静会長

- ・都市計画の中でみどりが仙台市にとってどのような意味を持っているか、みどりを意識した都市計画をつくるのが仙台の都市ブランド力を高めるということを認識してほしい。

○舟引副会長

- ・音楽ホールの候補地9箇所はまだ「案」の段階であるということの良いか。

○事務局（岡本部長）

- ・そうである。

○舟引副会長

- ・「仙台市音楽ホール検討懇話会」は、市から独立した機関なのか、それとも市が組織したものなのか。

○事務局（岡本部長）

- ・検討懇話会は本市の文化観光局にて設置した外部委員会である。

○舟引副会長

- ・外部委員会であっても、仙台市が設置したものであれば報告書として公表されるのか。
- ・公表される場合、案から正式な報告書となるまでに、どういう手続きが市内で踏まれるのか。
- ・その過程に、都市整備局と建設局は候補地の正式決定に関与するのか。現段階の候補地には都

市計画法や都市公園法が関連してくる場所が多く含まれており、それらの法を所掌している都市整備局や建設局が関与した意思決定が行われないと、決定された候補地について、杜の都の環境をつくる審議会として承服できないのではないだろうか。

○事務局（岡本部長）

- ・検討懇話会は外部有識者等から構成される委員会である。また、「立地検討専門部会」も同様に、外部有識者等から構成されており、専門部会の中で候補地が選定された。
- ・今後、候補地の中から建設地を決定するにあたっては、都市整備局や建設局も意思決定に関与していくということになるだろうと考えている。

○舟引副会長

- ・9箇所の候補地の選定にあたっては、建設局はオブザーバーとして参加したと説明があったが確かなのか。

○事務局（岡本部長）

- ・そうである。

○舟引副会長

- ・公園から7つの候補地が選定されることを建設局は妨げようとはしなかったのか。

○事務局（岡本部長）

- ・妨げようとしなかったことは確かであるが、中心部におけるみどりのボリュームが確保されるように、それぞれの候補地における与条件は設定した。

○舟引副会長

- ・個人的見解も含まれるが、西公園や錦町公園は、戦災復興土地区画整理事業によって拡充や整備が行われており、市民は多大な減歩に協力している。そのような背景があるにもかかわらず、候補地として認めるというのは、如何なものかと思うため、その点をしっかり整理してほしい。

○事務局（佐野次長）

- ・本日の指摘については、担当局のみならず、市長・副市長とも共有したい。

○佐藤委員

- ・専門部会にオブザーバーとして参加していたのであれば、反対したけれども通らなかったという場合と、異議を述べなかったという場合では大きな違いがある。

○中静会長

- ・本審議会から非常に大きな懸念が表明されたということを市長にも伝えてほしい。
- ・他にご意見がなければ、これで終了したいと思う。

3. 閉会

○事務局（高橋課長）

- ・以上で、「第82回杜の都の環境をつくる審議会」を閉会する。